

広島県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和七年六月五日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉田豊栄線	安芸高田市吉田町常友字宮之沖六二八番二地先から 安芸高田市向原町戸島字奥原一〇三九番一三地先まで	令和七年五月二五日